

できること・できないこと早わかり表



<ウェブサイト等を利用した選挙運動>

	有権者	候補者	政 党
ホームページ、ブログ等	○	○	○
フェイスブック、ツイッター等のSNS	○	○	○
演説会、政策動画等のネット配信	○	○	○
放送事業者作成の映像のネット配信 ※放送事業者の許可が必要	○	○	○
ウェブサイト上に掲載されたビラや ポスターを紙に印刷し頒布や掲示	×	×	×

<電子メールを利用した選挙運動>

	有権者	候補者	政 党
選挙運動用電子メールの送信	×	○	○
選挙運動用電子メールの転送	×	○	○
選挙運動用の電子メールに添付されたビラやポスターを紙に印刷し頒布や掲示	×	×	×